

市が収集しないごみ

<p>一時多量ごみ 引越しごみ</p>	<p>引越し、大掃除、庭の刈り込み等で生じる一時多量のごみ</p>	<p>○指定ごみ袋に入れて（※資源物・粗大ごみは指定ごみ袋の対象外）できるだけ処理施設へ直接搬入をお願いします。手続きは不要です。（詳しくは46ページをご覧ください。）</p> <p>○市の許可業者へ依頼することもできます（有料）（46ページの一般廃棄物収集運搬業許可業者へお問い合わせください。）</p>
<p>事業ごみ</p>	<p>事業活動によって発生したごみ 飲食店、喫茶店、食料品店、薬局、洋品店、医院、工場、農業など事業活動によって出るごみ（産業廃棄物は除く） “量にかかわらず、収集場所に出せません”</p>	<p>○自己処理が義務付けられています。事業者の責任で適正に処理してください。</p> <p>○処理施設へ持っていく場合、手続きが必要です。（詳しくは46ページをご覧ください。）</p> <p>○産業廃棄物は量にかかわらず、収集場所に出すことも処理施設に持っていくこともできません。広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課(TEL082-422-6911(代表))へお問い合わせください。</p>
<p>家電リサイクル品</p>	<p>テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機</p>	<p>○お買い求められた家電小売店か買い替えをされる家電小売店に引き取りを依頼してください。</p> <p>○やむをえず家電小売店に引き取ってもらえない場合、市で有料収集いたします。（詳しくは13～14ページ家電リサイクル品の出し方をご覧ください。）</p>
<p>処理できないごみ</p>	<p>消火器、ガスボンベ、バッテリー、タイヤ、バイク、レンガ、自動車部品、土砂、コンクリート製ブロック、浴槽、農業用ビニールシート、農業用機械類、オイル、塗料の残っている缶、ガソリン、廃油、灯油、農薬、薬品、瓦、肥料など</p>	<p>○購入店・販売店または、専門の処分業者に依頼してください。</p>
<p>パソコン</p>	<p>デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ一体型パソコン、パソコンのディスプレイ</p>	<p>○各メーカーにお問い合わせください。</p> <p>○回収するメーカーがないパソコンは「パソコン3R推進センター」へお問い合わせください。 URL http://www.pc3r.jp TEL03-5282-7685 FAX03-3233-6091</p>